

都市内分権について（答申）

平成 18 年 1 月

長野市都市内分権審議会

目 次

答申に当たって	2
第1 新たなシステムの必要性	3
1 現状認識と新たなシステムの必要性	
2 新たなシステムの目的	
3 新たなシステムを構築するに当たっての留意点	
第2 住民自治の拡充に向けた具体的な取組	4
1 住民自治協議会の設置	
(1) 趣旨・目的	
(2) 組織	
(3) 役割	
2 住民自治協議会と各種団体等との関係	
(1) 住民自治協議会と各種団体等との役割分担	
(2) 各種団体等の見直し	
3 市の支援体制の構築	
(1) 支所機能の充実	
(2) 市職員によるサポートチーム制度の導入	
(3) 住民自治協議会の設立及び活動に対する財政的支援	
(4) 市職員の地域活動への積極的参加	
第3 地域総合事務所について	10
第4 都市内分権の実施スケジュール	11
1 市民理解の促進	
2 実施スケジュール	
(1) 支所機能の充実	
(2) 住民自治協議会の設置	
(3) 職員サポートチームの編成	
3 地域総合事務所について	
4 自治基本条例の制定	
第5 参考資料	12

答申に当たって

長野市都市内分権審議会は、市民と行政との協働により、地域の課題を迅速かつ効果的に解決でき、ひいては地域の特性が引き出せる新たな仕組みを構築することについて、長野市長から諮問を受け、市職員による調査・研究の成果をまとめた「長野市都市内分権調査・研究報告書」を基に議論を重ねてきました。

審議会における議論の概略として、市職員による報告書において提案されている「住民自治協議会」については、地区内の各種団体の連携を深めるとともに、地域を支える住民一人ひとりの参画により、新たに地区内で生じる課題に対処できる組織として、その設置の必要性を認めました。

また、地域総合事務所については、住民自治協議会の成熟状況等を見極めた上で、今後、改めて議論することが適当と判断しました。

なお、審議会において「都市内分権」という名称が分かりにくいという意見がありましたが、今後導入すべき新たなシステムとして、その必要性も含めて、市民への一層の周知を求めるものです。

厳しい財政状況の中では、行財政改革を一層進め、市民が真に必要とする行政サービスを提供するとともに、市民による自主的・自立的なまちづくりが行えるよう新たなシステムを構築することが極めて重要です。

市民は、単に行政サービスの受益者という立場だけではなく、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という住民自治の基本理念の下、自らの果たすべき役割を再認識し、自治の担い手として行政や地域のまちづくりに積極的に参画していく必要があると考えています。

本審議会の答申が、「元気なまち ながの」を実現するための礎と位置づけられ、行政、そして市民一人ひとりが真摯に受け止め、真の住民自治の確立に向けた取り組みを意欲的に進められることを期待します。

第1 新たなシステムの必要性

1 現状認識と新たなシステムの必要性

本格的な地方分権の時代を迎え、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の役割がますます増大する中で、現在の市町村を取り巻く環境は、厳しい財政状況もあいまって、行財政運営の抜本的な構造改革を迫られるなど大きな変革の時代を迎えており、市町村が自らの責任において、自らの意思で行政を運営する真の地方自治を進めていくことが重要となっています。

現在の社会環境を見ると、市民の地域への帰属意識の希薄化が進み、地域での活動が困難になることが予想されます。また、住民ニーズの多様化から、地方自治体はその全てに的確に応えることが難しくなっており、公共サービスの全てを行政が担うという従来からの認識の転換が求められています。このため、地域においても行政においても、従来の仕組みを転換すべき時期を迎えつつあると言えます。

その一方で、地域における防犯への取り組みなど、既存の住民自治組織の枠組みを超えて地域課題に取り組む動きも出てきており、個々の意欲と能力を生かしたNPOやボランティア団体の活動も徐々に成長しています。これらの活動が活発になることによって、それぞれの地域での住民ニーズにマッチした公共サービスが、迅速かつ適切に提供されることが期待できると考えます。

また、地域における公共サービスは、市民または行政のどちらかが一方的に担うものではなく、市民と行政において適切に役割を分担するべきであり、市民の公益的な活動に対して、行政は積極的に支援するべきです。

地域の課題を迅速かつ効果的に解決していくためには、既存の枠組みを超えた新たな住民自治組織を設置し、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識で取り組み、その活動を行政が積極的に支援していく「都市内分権のシステム」を構築することが必要であると判断しました。

2 新たなシステムの目的

新たなシステムは、住民と行政との協働を推進するとともに、地域住民に密着した総合的サービスを迅速かつ適切に提供することにより、真の住民自治の確立を目的とします。

3 新たなシステムを構築するに当たっての留意点

新たなシステムの構築に当たっては、厳しい財政状況の中で、市職員の増員や大幅な財政支出を伴うシステムにするべきではありません。

また、新たな住民自治組織は、地域住民の理解と協力を得る中で、それぞれの地域の個性に応じた、柔軟な組織とするべきです。

第2 住民自治の拡充に向けた具体的な取組

1 住民自治協議会の設置

(1) 趣旨・目的

住民が自発的・自主的にまちづくり活動に取り組み、住民一人ひとりが自ら地域を支え、暮らしやすい地域を創造していくことが重要です。

災害時の対応や防犯体制など、地区全体で対応しなければならない新たな課題が生じており、地区住民の参画の下、地区内の各種団体のネットワーク化、相互補完を図り、地区の特性を生かしながら、総合的かつ柔軟に対応できる組織として、市内30地区を単位に地区内の住民や各種団体等で構成する住民自治協議会を設置する必要があります。

住民自治協議会の設置に当たっては、それぞれ準備会等を設置して十分協議し、地区の実情に応じて地区住民が自主的に決定するべきです。

なお、住民自治協議会は、住民主体の組織と位置づけられるため、条例等により設置を規定する必要はありません。

(2) 組織

各地区に設置される住民自治協議会は、概ね以下のような組織とすることが考えられますが、各地区の特色を生かした組織とすることが重要です。

組織の名称

- ・総称は「住民自治協議会」としますが、各地区住民自治協議会の名称は、地区独自で決定できることとします。

組織の性格

- ・地区を代表する組織として位置づけます。
- ・地区内の住民や各種団体等の参画の下、役割分担を明確にした組織とします。
- ・長期的、短期的なまちづくりの目標を策定するなど、計画性を持つ組織とします。
- ・予算編成、決算などについて透明性を確保しなければなりません。

組織の構成

- ・住民自治協議会は、地区住民及び各種団体をもって構成することとします。

意思決定機関

- ・活動方針や年次計画等を決定するために、各種団体長や住民の代表者等による意思決定機関を設置します。
- ・意思決定機関の決定に至る過程において、より多くの住民の声が反映できるよう、地区住民の意見を聴く機会や手段を確保しなければなりません。

部会

- ・福祉や環境などの課題ごとに部会等を設置できます。

役員の選出

- ・役員の選出方法、任期及び報酬の有無等については、各地区において決定することとします。
- ・役員の選出に当たっては、透明性を確保し、若年層や女性の参画にも努めるべきです。

事務局

- ・事務局は、当分の間、支所に配置される地区活動支援担当職員が担いますが、住民自治協議会の自主性、主体性に鑑み、将来的には住民が担うべきです。

(3) 役割

住民自治協議会の主な役割については、次のとおりです。

地区住民の意見や要望を把握・集約し、市へ提案すること。

地区課題を解決するための新たな事業や地区住民相互の親睦を深めるためのイベントの開催など、独自事業を実施すること。

現在、市が行っている事業を市との事業協定により実施すること。

なお、事業協定の実施に当たっては、市との協働という趣旨から、市からの押しつけや単なる下請けとならないよう、住民自治協議会の求めに応じて実施するものとし、住民自治協議会と市が十分に話し合い、合意を得て進めるべきです。

2 住民自治協議会と各種団体等との関係

(1) 住民自治協議会と各種団体等との役割分担

住民自治協議会は、地区内の防犯や防災など、横断的な課題や新たな課題が発生した場合に、地区全体で協議・実践し課題解決を図る組織としての役割を担うべきです。

住民自治協議会の活動が、各種団体等の機能や活動を阻害しないよう役割分担を明確にするべきです。

住民自治協議会の活動に際し、構成団体である各種団体は、他の団体と連携・協力し活動するべきです。また、専門的な知識やノウハウを持つNPOやボランティア団体等と連携することも有効です。

(2) 各種団体等の見直し

各地区の各種団体から、役員の高齢化や担い手不足などの意見もあり、従来から分野別に活動している団体のうち、同様の目的を持った団体については、当該団体と協議を行いながら統廃合等を検討するべきです。

住民自治協議会の活動が活発に行えるよう、地区区長会をはじめとする各種団体及び区長や団体の代表者個人に対する市からの依頼事務を見直すべきです。

3 市の支援体制の構築

(1) 支所機能の充実

支所は住民活動の拠点とするべきです。そこで、現在の4連絡所（芹田、古牧、三輪、吉田）は支所とし、全ての支所において、市民の日常生活に密着した窓口サービスを提供するとともに、地区住民のまちづくり活動を積極的に支援できるよう支所機能の充実を図る必要があります。

また、職員の適正配置や、支所と本庁の連携が更に円滑となる体制を検討するべきです。

また、公民館は、住民の教養の向上等に寄与するほか、今後のまちづくりにおいて、住民参加や協働に向けた意識改革や人材の発掘・育成に不可欠な機関であるとともに、住民活動の拠点としても重要な役割を担う機関として位置づけられるため、支所と公民館がこれまで以上に密接に連携し活動できる体制を検討するべきです。

支所長の役割

ア 支所長は、地区まちづくり計画の策定や防災・防犯体制の構築に対する助言・指導など、地区住民のまちづくり活動を積極的に支援するべきです。

また、災害時の支所長の役割について、今後、地域防災計画の見直しの中で検討するべきです。

イ 住民活動が主体的かつ継続的に行われるよう、公民館との連携の下に、地区内の人材発掘や育成などを担うべきです。

ウ 支所長は市職員によるサポートチームのリーダーとして、当該地区の住民自治協議会を担当するサポートチームを指揮・監督し、住民活動を支援するべきです。

地区活動支援担当職員の配置

ア 各支所に住民活動を側面から支援する地区活動支援担当職員を配置する必要があります。また、第一地区から第五地区については、地区活動支援担当職員を本庁へ配置する必要があります。

なお、職員の配置に当たっては、現状の支所等の職員数や事務量を勘案し、現在の支所職員が兼ねることも視野に入れるべきです。

イ 地区活動支援担当職員は、住民自治協議会の設置に向けた地区住民の活動を支援する必要があります。

ウ 住民自治協議会の設置後も、当分の間は、事務局を担い、様々な問題の発生に対処するなど住民自治協議会の活動を支援する必要があります。

エ 住民自治協議会の活動が軌道に乗り、住民自治協議会の事務局を地区住民が担える段階においては、支所の地区活動支援担当職員の配置を見直し、複数の地区を担当することやサポートチームが支援していくことも検討するべきです。

なお、将来的には住民自治協議会のリーダーや事務局を担う人材を地区住民の中から公募することも検討する必要があります。

オ 地区活動支援担当職員へ他地区の情報や先進事例を提供することや、本庁各課との連絡調整を行うなど、本庁内へ地区活動支援担当職員をバックアップする体制を整備する必要があります。

カ 職員研修の実施や担当者会議を定期的に行うなど、地区活動支援担当職員の資質を向上させる方策を検討する必要があります。

相談窓口機能の充実

地区活動支援担当職員と地域福祉ワーカーや地域福祉サービスコーディネーター等との連携を密にし、市政全般にわたるきめ細かな市民要望の把握を行い、市の施策へ反映できるよう相談窓口機能の充実を図る必要があります。

活動拠点の提供

住民自治協議会の活動拠点となる事務室や会議室を支所や市立公民館内へ確保することを検討する必要があります。しかし、支所や市立公民館のない地区や施設が狭隘な地区もあるため、地域公民館などの活用についても視野に入れるべきです。

情報提供

住民自治協議会の活動が活発に行われるよう、市が保有する様々な情報や他市町村の先進事例などを積極的に提供するとともに、住民自治協議会が独自事業を検討する際の参考とするため、市が実施している施策や事業内容などについて情報提供を行うべきです。

人材の発掘・育成

住民自治協議会の活動が主体的かつ継続的に行われるためには、活動を牽引する人材が重要となるため、地区内の人材発掘や育成を目的とした講座の開催などを、公民館活動等と連携して実施するべきです。

地域特性を考慮した担当の配置

地区の自然条件、地域特性、本庁等からの距離等を考慮して、必要となる支所へ産業振興担当や土木担当を配置するべきです。

(2) 市職員によるサポートチーム制度の導入

市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、市職員は通常の職務以外に住民自治協議会ごとにサポートチームを編成し住民活動を支援するべきです。

サポートチームのメンバーは、原則として住民自治協議会が主催する会議や行事等に住民自治協議会からの求めに応じて、サポートチームのリーダーである支所長の指示により参加・支援する体制を構築する必要があります。

サポートチームのメンバーが自主的・積極的に活動に参加できるよう、職員研修などによる意識改革を行うとともに、人事評価へ反映させることなどを検討する必要があります。

サポートチームが支援を行う際には、地区の自主的な活動に過度に関与し、行政主導にならないように留意する必要があります。

(3) 住民自治協議会の設立及び活動に対する財政的支援

住民自治協議会の設立を促進するため、設立に向けた地区住民の自主的な取り組みを財政的に支援する必要があります。

住民自治協議会が地区の課題に対し自主的に取り組めるよう、住民自治協議会の運営費や事業費に対する新たな補助制度を創設する必要があります。

厳しい財政状況の中で新たな補助制度の財源とするため、現在の各種団体に対する補助金等について抜本的に見直しを行うとともに、統合して住民自治協議会へ一括交付することを検討すべきです。

(4) 市職員の地域活動への積極的参加

市職員は、自ら居住する地区の住民として、当該地区の地域活動に積極的に参加するべきです。

第3 地域総合事務所について

地域総合事務所については、市職員がまとめた報告書に基づき審議しましたが、現時点においては職員体制や管轄地域区分など様々な課題があり、更に慎重に議論をする必要があることから、地域総合事務所については、住民自治協議会の成熟状況等を見極め、市民の意見を十分に聴取する中で、今後、改めて議論することが適当と判断しました。

なお、審議会において出された主な意見を、以下に列記します。

地域総合事務所の設置を必要とする意見

- ・本庁の一極集中をなくし、住民生活に関わる問題を地域総合事務所で解決できれば、市役所が住民に近くなる。
- ・市の縦割りの中で、無駄を省き、横の調整を図るためにも地域における総合調整機能が必要で、そのためにも地域総合事務所が必要である。
- ・住民自治協議会の活動に対するアドバイスや情報提供を行う機能を地域総合事務所に持たせるべきである。

地域総合事務所の設置を必要としない意見

- ・地域総合事務所が組織上増えることで、行政サービスのスピードが落ちてしまうのではないかと懸念がある。
- ・支所の充実を図り、総合調整機能などを本庁に整備すれば、地域総合事務所は必要ない。
- ・地域から求められていない状況では、全市的に地域総合事務所を設置する必要はない。

その他の意見

- ・更なる市町村合併により市域が広域化した場合には必要となるが、現段階では流動的な要素もあり、地域総合事務所に関する議論はそれからでもよい。
- ・水害や雪害などの災害対応は、市内2～3カ所に土木事務所を置いて、そこで対応の方が効率的ではないか。

また、市長（地域総合事務所長）の諮問機関となる地域会議については、地域総合事務所に密接に関係するため、地域総合事務所と併せて改めて議論することが適当と判断しました。

第4 都市内分権の実施スケジュール

1 市民理解の促進

新たなシステムは、市民意見を踏まえながら実施するべきであり、実効性のあるシステムにしていくためには、市民の理解と協力が必要不可欠です。このため、あらゆる機会をとらえて理解を求めていかなければなりません。

2 実施スケジュール

(1) 支所機能の充実

地区住民のまちづくり活動を積極的に支援できるよう、速やかに地区活動支援担当職員を支所へ配置するなど、まず支所機能の充実を図るべきです。

(2) 住民自治協議会の設置

住民自治協議会は、平成21年度までに全地区に設置されるよう支援する必要があります。

(3) 職員サポートチームの編成

住民自治協議会が設置された地区について、当該地区を担当する職員サポートチームを編成し、住民自治協議会の活動を支援する必要があります。

3 地域総合事務所について

地域総合事務所及び地域会議の設置については、住民自治協議会の成熟状況等を見極めた上で、改めて議論するべきです。

4 自治基本条例の制定

多くの市民が住民自治協議会を認知し、活動が活発になるなど、住民自治が萌芽期から育成期へと進展した段階においては、今後の長野市における自治のあり方を定める指針として「自治基本条例」を制定することを提案します。その際、住民自治協議会の役割等について記載していくことを併せて提案します。

第5 参考資料

1 長野市都市内分権審議会条例

平成 17 年 3 月 30 日

長野市条例第 3 号

(設置)

第 1 条 市民と行政との協働関係を築き、お互いの適切な役割分担のもと、地域の課題を地域で解決できる仕組み(以下「長野市版都市内分権」という。)について必要な事項を調査及び審議するため、長野市都市内分権審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、長野市版都市内分権に関する事項について調査及び審議するほか、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 民間諸団体の代表者
- (4) 市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(分科会)

第 7 条 審議会に、必要に応じ、分科会を置くことができる。

(書記)

第8条 審議会に、書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の命を受けて審議会の所掌事務に従事する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 (略)

2 長野市都市内分権審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職	就任期間
委員	池内 八代枝	公募委員	H17.5.13~
"	市川 浩一郎	松代商工会議所会頭	"
"	太田 昌孝	長野市議会議員	"
"	岡田 荘史	長野市議会議員	"
"	岡村 千穂子	有限会社信州七二会おやき代表	"
"	小日向 重夫	長野市地域公民館連絡協議会連合会会長	H17.6.19~
"	風間 俊宣	長野市議会議員	H17.5.13~
"	北村 俊美	長野市民生児童委員協議会会長	"
"	桐原 俊文	公募委員	"
"	倉石 和明	長野青年会議所直前理事長	"
"	倉石 高英	朝陽地区社会福祉協議会会長	"
"	小林 紀美子	長野市議会議員	"
"	小林 知恵子	公募委員	"
"	小林 義和	長野市議会議員	"
"	小山 岑晴	長野市議会議員	"
"	齊藤 忠二	長野市区長会会長	H17.6.1~
"	曾根川 太喜雄	長野市環境美化連合会会長	H17.5.13~
"	竹内 幹雄	公募委員	"
"	竹ノ内 みはる	長野市ボランティア連絡協議会事務局長	"
"	土屋 和英	公募委員	"
"	寺沢 小百合	NPO 法人ながの子ども城いきいきプロジェクト理事	"
"	中 蔦 実香	弁護士	"
"	中村 雅展	財団法人長野経済研究所主任研究員	"
会長	沼尾 史久	信州大学経済学部教授	"
副会長	花岡 勝明	前長野県住宅供給公社理事長	"
委員	藤沢 敏明	長野市議会議員	"
"	松木 茂盛	長野市議会議員	"
"	森田 舞	平成15年度女性のための行政入門講座受講者	"
"	馬場 雄二郎	長野市区長会会長(～H17.5.31)	H17.5.13～5.31
"	丸山 憲一	長野市地域公民館連絡協議会連合会会長(～H17.6.18)	H17.5.13～6.18

3 審議経過

回	月 日	内 容
第 1 回	平成 17 年 5 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 長野市の現状について ・ 意見交換（自由討議）
第 2 回	6 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の審議の進め方について
第 3 回	7 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議スケジュール及び審議項目について ・ 都市内分権の必要性について
第 4 回	7 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市内分権の必要性について ・ コミュニティへの分権について
第 5 回	8 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティへの分権について
第 6 回	9 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティへの分権について
第 7 回	10 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティへの分権について
第 8 回	11 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所内での分権について
第 9 回	11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所内での分権について
第 10 回	12 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会答申（素々案）について
第 11 回	平成 18 年 1 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会答申（素案）について
第 12 回	1 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会答申（案）について ・ 答申